2026年7月1日以降始期用

東京海上日動

海外旅行保険

個人・
タイプ契約用

旅行

個人・タイプ契約用のパンフレットです。本パンフレット以外にも下記の専用パンフレットがございます。

家族旅行・ハネムーン用

留学生プラン用

1 東京海上日動の海外旅行保険について（保険の概要）

目次

1 東京海上日動の海外旅行保険について（保険の概要）……P. 1～2
2 東京海上日動のサービス体制……P. 3～4
3 ご契約金額と保険料……P. 5～8
4 補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）……P. 9～14

海外旅行保険には、大きく分けて4つの補償があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.9 ～ 14をご確認ください。

① ご自身のケガや病気に関する補償

旅先でのケガや病気が原因で亡くなってしまった場合

ケガを原因とする死亡の場合は
傷害死亡保険金

病気を原因とする死亡の場合は
疾病死亡保険金

旅先でのケガが原因で後遺障害が生じてしまった場合

傷害後遺障害保険金

旅先で旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化＊1して治療が必要になった場合

保険期間31日まで＊2

疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金

さらに大きなあんしんをプラス！

海外旅行開始前に渡航先での診察が予約されていた場合等、保険金のお支払対象とならない場合があります。本パンフレットP.12もあわせてご確認ください。

旅先でのケガや病気が原因で治療が必要になった場合

治療・救援費用保険金

保険金額無制限タイプをラインナップ！

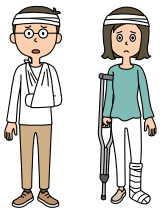

ケガや病気で継続して3日以上の入院で家族に駆けつけてもらうことになった場合

治療・救援費用保険金

＊1　海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。
＊2　保険期間31日までのご契約で「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約」がセットされているご契約の場合にお支払いの対象となります。本特約の保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で300万円が限度となります（治療・救援費用保険金額300万円超の場合）。
なお、旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることはできません。

② 他人にケガ等をさせてしまったときの補償

人にケガをさせてしまった場合

賠償責任保険金

ホテルの部屋を
水浸しにしてしまった場合

賠償責任保険金

他人の物を壊して
しまった場合

賠償責任保険金

③ 持ち物に関する補償

旅先で盗難にあい盗まれたものが
出てこなかった場合

携行品損害保険金
＊3＊4＊5

デジタルカメラ等を落として
壊してしまった場合

携行品損害保険金
＊3＊4＊5

※本パンフレットP.11もあわせてご確認ください。
＊3　携行品（パスポートを含みます。）の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）による損害については保険金をお支払いできません。
＊4　携行品１個、１組または１対あたり10万円（乗車券等は合計５万円）がお支払いの限度となります。
＊5　携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、保険期間を通じて30万円がお支払いの限度となる場合があります（保険金額30万円超の場合）。

④ その他の費用に関する補償

航空会社に預けた
手荷物が出てこなくて、
身の回りの品を買った場合

航空機寄託手荷物保険金
＊6

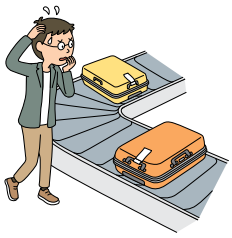

航空機の出発が遅れ、
ホテル代や食事代等を
負担した場合

航空機遅延保険金
＊7

〈保険期間が３か月までのお客様向け〉
補償を追加するオプション

急な事情によって、出国前に
海外旅行をキャンセルした場合

旅行変更費用保険金（出国中止費用）

〈保険期間が３か月まで＊8のお客様向け〉
補償を追加するオプション

旅行の途中で、急な事情によって、
帰国した場合

旅行変更費用保険金（中途帰国費用）

〈保険期間が３か月超のお客様向け〉
補償を追加するオプション

配偶者が危篤で、旅行中に
急きょ一時帰国した場合

緊急一時帰国費用保険金

※本パンフレットP.11、P.13～14もあわせてご確認ください。
＊6　「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。
＊7　「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。
＊8　企画旅行の場合で、中途帰国費用のみ担保特約をセットした場合は保険期間６か月までのお引受けが可能です。

2 東京海上日動のサービス体制*1

海外旅行中の「困った」を解決する
東京海上日動海外総合サポートデスク

海外からのお客様のお電話を日本（東京）で受付いたします。

日本語で対応*2
24時間/年中無休

※各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」および東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）Webサイトをご確認ください。
※戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。
※弊社はご案内しているサービスについて保険契約に基づく提供義務を負わず、弊社の判断によりサービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。
※サービス内容は変更・中止となる場合があります。
＊1　「主たる旅行先」が海外から日本のご契約または保険の対象となる方が日本ご滞在中の場合は、一部のサービスをご利用いただけません。
＊2　海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じてご提供させていただきます。医師または看護師等は原則として、日本語を話すことができませんので予めご了承ください。

①ケガ・病気の際のアシスタンスサービス

対象　保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様

何かと心配な海外での病院受診時にお客様をお守りします！

キャッシュレス・メディカル・サービス＊3＊4　※治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

弊社提携病院＊5で受診

1 弊社提携病院＊5で受診

2 保険証券、保険契約証または被保険者証を病院にご提示いただき、弊社へ受診料を請求するようお伝えください。＊7

病院の窓口で受診料をお支払いいただかずに受診終了！

（左記のいずれの医療機関であっても、キャッシュレス・メディカル・サービスが提供できない場合がございますので、予めご了承ください。また、サービス内容は変更・中止となる場合があります。）

上記以外の病院＊6で受診

1 まず、東京海上日動海外総合サポートデスクへお電話ください。

2 サービスが受けられる病院をご紹介します。

3 病院で受診

4 病院に弊社へ受診料を請求するようお伝えください。＊7

＊3　疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金＊8については、お客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。
＊4　治療にかかる費用が少額のときには病院窓口で治療費をお支払いいただく場合がございます。この場合には後日保険金の請求手続きをお願いします。
＊5　弊社が提携している世界約90都市以上の約260の病院をいいます。
主な提携病院につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
＊6　弊社への受診料請求を了承した病院に限ります。
＊7　「海外旅行保険あんしんガイドブック」に、弊社へ受診料を請求するよう病院へお伝えいただく際の参考英文を記載しております。
＊8　本パンフレットP.12記載の「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」をいい、海外旅行開始前に発病していた病気を原因として、旅行中にその症状が急激に悪化し医師の治療を開始する場合の治療費に対する保険金をいいます。

上記の他、次のようなサービスもございます。　※ご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

病人・ケガ人の移送の手配

救援者の渡航手続き、ホテルの手配

②緊急医療相談サービス

海外での急病やケガへの対処の方法等、東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに常駐している看護師または現役救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。
※本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただくものであり、医療行為はご提供しません。
※ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。
※本サービスは、保険の対象となる方ご本人および帯同されるご家族が対象となります。

③トラベルプロテクト

対象 保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様で、かつ契約タイプでご契約のお客様

快適なご旅行をお楽しみいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。
なお、ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。
このサービスは、弊社の委託先を通じてご提供いたします。

困った ホテルでトラブルが発生した。でもフロントにうまく伝えられない

電話による通訳 手数料無料

海外旅行中、言葉が通じずお困りの際、電話にてお客様の伝えたい内容を現地の方にお伝えいたします。

43か国語に対応（2025年11月現在）

※ご希望される言語により、四者通話にてサービス提供させていただくことがあります。

困った ホテルの予約方法がわからない！どうしよう！

ホテル・航空券に関するサポート 手数料無料＊9

ホテルや航空券に関する予約・手配をお客様に代わって行います。情報提供のみのご利用も可能です。

その他にも多彩なサービスメニューをご用意しています。 手数料無料＊9

クレジットカードを紛失・盗難された場合のサポート
クレジットカードの紛失・盗難時にカード会社への紛失・盗難届の手続きに関するアドバイスをいたします。

パスポートを紛失・盗難された場合のサポート
パスポートの紛失・盗難時に、領事館・大使館の所在地・電話番号等をご案内いたします。

空港とホテルの間の送迎予約･手配
空港に着いて電車も終わっている。こんなときに、空港とホテル間の送迎車の予約と手配を行います（当会社が指定した事業者に限ります。）。

旅行関連の安全情報の提供
気候や天候に関する情報提供、予防接種等の健康関連情報、祝日・使用言語に関する情報等をご提供いたします。

メッセージの伝達
海外旅行中のお客様に代わって、日本のご親族、勤務先等へ手短なメッセージを電話、FAX、電子メールでお伝えいたします。

＊9　予約・手配等にかかわる手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設の客室料等の実費はお客様のご負担となります。

④スーツケース修理サービス

対象 携行品損害保険金をお支払いできる場合

事故により破損したお客様のスーツケースの修理を弊社指定の修理会社にご依頼いただくことで、修理費（保険金）を弊社から修理会社に直接お支払いするサービスです。
宅配での修理のご依頼やお受け取りが可能なため、直接店舗に出向いて修理を依頼されたり、修理費をお立て替えいただく手間がかかりません。

※サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」および弊社Webサイトをご確認ください。
※航空会社から補償金、修理費用等を受領された場合は、ご利用いただけません。
※一部のブランドについては、ご利用いただけない場合があります。
※免責金額（自己負担額）が設定されているご契約の場合は、ご利用いただけません。
※スーツケース修理サービスの提供は日本国内に限ります。

⑤こころのカウンセリングサービス

対象 保険期間が３か月超のご契約＊10または企業等の包括契約に関する特約がセットされているご契約のお客様

東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに所属する臨床心理士が、プライバシーを守りながら、オンラインおよびメールにて相談に応じます。
ご利用方法およびご利用時の注意点等の詳細については、「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

※サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」および弊社Webサイトをご確認ください。
※ご出国前およびご帰国後の日本からの利用はできません。
※オンラインカウンセリングについては、保険期間中かつ毎年12月１日から翌年11月30日までの間に１人５回までとさせていただきます。また、地域や内容によりご要望に沿えない場合があります。
※本サービスは、保険の対象となる方ご本人および帯同されるご家族が対象となります。
＊10　包括契約に関する特約がセットされている場合は除きます。

⑥お客様特典

海外用WiFi「グローバルWiFi」等のレンタルを弊社提携料金(20%割引)でお申込みいただけます(サービス提供会社:株式会社ビジョン)。

※サービスのご利用方法、サービス内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」および弊社Webサイトをご確認ください。
※サービスのご利用は１人１回までとさせていただきます。

3 ご契約金額と保険料

ご契約の際のご注意

- 保険期間は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。
  なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3か月まで」となります。
- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。
- 次のいずれかに該当する場合、ご契約できる傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、それぞれ「他の保険契約等＊1」と合算して、1,000万円が上限となりますので、ご注意ください。
  ①始期日における保険の対象となる方の年齢が満15歳未満の場合
  ②ご契約者と保険の対象となる方が異なるご契約で保険の対象となる方の同意がない場合
  ＊1 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。
- スカイダイビング等の運動等をされる場合、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われません。詳細は、裏表紙「ご契約に関するご注意」の②をご確認ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事される場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございます。詳細は、裏表紙「ご契約に関するご注意」の③をご確認ください。

保険期間31日まで

契約タイプ			0歳以上～29歳以下								30歳以上～69歳以下								70歳以上＊2				
						15歳以上～29歳以下																	
			C3	C2	B2	A6	A5	A4	A3	A2	A6	A5	A4	A3	A2	C3	C2	B2	E3	E2	F4	F3	F2
保険金額（ご契約金額）	傷害死亡		1,000万円	－	1,000万円	1億円	7,500万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1億円	7,500万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	－	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	－	1,000万円
	傷害後遺障害		5,000万円	5,000万円	1,000万円	1億円	7,500万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1億円	7,500万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円
	治療・救援費用		無制限		3,000万円	無制限					無制限							3,000万円	無制限				3,000万円
	応急治療・救援費用＊3		300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
	疾病死亡		1,000万円	－	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	－	1,000万円	500万円	－	－	－	－
	賠償責任		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害		30万円	30万円	10万円	30万円	30万円	30万円	20万円	20万円	30万円	30万円	30万円	20万円	20万円	30万円	30万円	10万円	30万円	20万円	20万円	20万円	10万円
	航空機寄託手荷物		3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
	航空機遅延＊4		セットあり								セットあり								セットあり				
払い込みいただく保険料	保険期間1日まで	トラベルプロテクト付き＊5	3,540円	2,940円	2,880円	6,070円	5,250円	4,420円	3,720円	3,390円	6,250円	5,430円	4,600円	3,900円	3,570円	3,720円	3,120円	3,050円	6,160円	5,290円	4,850円	4,630円	4,360円
	2日まで		4,650円	4,050円	3,820円	7,230円	6,380円	5,530円	4,790円	4,450円	7,590円	6,740円	5,890円	5,150円	4,810円	5,010円	4,410円	4,160円	8,150円	7,240円	6,800円	6,580円	6,150円
	3日まで		5,590円	4,980円	4,640円	8,170円	7,320円	6,470円	5,710円	5,370円	8,740円	7,890円	7,040円	6,280円	5,940円	6,160円	5,550円	5,170円	9,870円	8,930円	8,490円	8,270円	7,700円
	4日まで		6,360円	5,750円	5,270円	8,990円	8,120円	7,240円	6,440円	6,090円	9,750円	8,880円	8,000円	7,200円	6,850円	7,120円	6,510円	5,990円	12,140円	11,160円	10,720円	10,500円	9,760円
	5日まで		7,250円	6,600円	5,990円	9,930円	9,030円	8,130円	7,290円	6,930円	10,900円	10,000円	9,100円	8,260円	7,900円	8,220円	7,570円	6,900円	14,570円	13,530円	13,090円	12,870円	11,930円
	6日まで		8,200円	7,530円	6,750円	10,930円	10,010円	9,080円	8,190円	7,820円	12,160円	11,240円	10,310円	9,420円	9,050円	9,430円	8,760円	7,920円	17,010円	15,910円	15,470円	15,250円	14,100円
	7日まで		8,930円	8,240円	7,400円	11,750円	10,810円	9,850円	8,930円	8,550円	13,240円	12,300円	11,340円	10,420円	10,040円	10,420円	9,730円	8,810円	19,430円	18,300円	17,840円	17,610円	16,320円
	8日まで		10,020円	9,330円	8,310円	12,890円	11,920円	10,940円	9,970円	9,580円	14,770円	13,800円	12,820円	11,850円	11,460円	11,900円	11,210円	10,090円	21,850円	20,690円	20,230円	20,000円	18,550円
	9日まで		10,770円	10,070円	8,950円	13,640円	12,670円	11,690円	10,700円	10,310円	15,820円	14,850円	13,870円	12,880円	12,490円	12,950円	12,250円	11,020円	24,390円	23,200円	22,740円	22,510円	20,900円
	10日まで		11,420円	10,710円	9,480円	14,340円	13,350円	12,340円	11,320円	10,920円	16,830円	15,840円	14,830円	13,810円	13,410円	13,910円	13,200円	11,840円	26,930円	25,710円	25,250円	25,020円	23,240円
	11日まで		12,050円	11,330円	10,020円	15,060円	14,040円	13,010円	11,960円	11,550円	17,900円	16,880円	15,850円	14,800円	14,390円	14,890円	14,170円	12,700円	29,530円	28,280円	27,800円	27,560円	25,610円
	12日まで		12,720円	11,980円	10,550円	15,870円	14,800円	13,720円	12,600円	12,170円	19,040円	17,970円	16,890円	15,770円	15,340円	15,890円	15,150円	13,550円	32,250円	30,920円	30,420円	30,170円	28,060円
	13日まで		13,410円	12,670円	11,120円	16,610円	15,520円	14,410円	13,270円	12,830円	20,180円	19,090円	17,980円	16,840円	16,400円	16,980円	16,240円	14,480円	34,950円	33,600円	33,100円	32,850円	30,540円
	14日まで		13,950円	13,190円	11,570円	17,240円	16,120円	14,990円	13,810円	13,360円	21,170円	20,050円	18,920円	17,740円	17,290円	17,880円	17,120円	15,280円	37,680円	36,290円	35,770円	35,510円	33,050円
	15日まで		17,090円	16,330円	14,500円	20,380円	19,260円	18,130円	16,930円	16,480円	25,940円	24,820円	23,690円	22,490円	22,040円	22,650円	21,890円	19,750円	46,650円	45,240円	44,720円	44,460円	41,460円
	17日まで		18,350円	17,580円	15,600円	21,740円	20,570円	19,390円	18,150円	17,680円	28,090円	26,920円	25,740円	24,500円	24,030円	24,700円	23,930円	21,600円	50,110円	48,650円	48,130円	47,870円	44,620円
	19日まで		20,100円	19,310円	17,130円	23,630円	22,410円	21,180円	19,870円	19,380円	31,040円	29,820円	28,590円	27,280円	26,790円	27,510円	26,720円	24,140円	56,140円	54,610円	54,070円	53,800円	50,200円
	21日まで		21,710円	20,900円	18,560円	25,380円	24,110円	22,830円	21,470円	20,960円	33,860円	32,590円	31,310円	29,950円	29,440円	30,190円	29,380円	26,580円	61,500円	59,910円	59,350円	59,070円	55,140円
	23日まで		23,540円	22,690円	20,100円	27,490円	26,120円	24,740円	23,260円	22,710円	37,100円	35,730円	34,350円	32,870円	32,320円	33,150円	32,300円	29,190円	66,250円	64,530円	63,930円	63,630円	59,450円
	25日まで		25,220円	24,350円	21,580円	29,450円	27,980円	26,500円	24,930円	24,340円	40,300円	38,830円	37,350円	35,780円	35,190円	36,070円	35,200円	31,840円	71,800円	70,010円	69,370円	69,050円	64,580円
	27日まで		27,100円	26,200円	23,280円	31,470円	29,950円	28,420円	26,800円	26,190円	43,780円	42,260円	40,730円	39,110円	38,500円	39,410円	38,510円	34,920円	77,070円	75,220円	74,560円	74,230円	69,470円
	29日まで		28,690円	27,770円	24,700円	33,340円	31,720円	30,090円	28,380円	27,730円	46,990円	45,370円	43,740円	42,030円	41,380円	42,340円	41,420円	37,610円	83,360円	81,420円	80,720円	80,370円	75,280円
	31日まで		30,400円	29,430円	26,240円	35,190円	33,520円	31,840円	30,090円	29,420円	50,340円	48,670円	46,990円	45,240円	44,570円	45,550円	44,580円	40,570円	89,480円	87,480円	86,760円	86,400円	81,020円

あんしんをプラス！

治療費等が高額になっても安心の 治療・救援費用保険金額『無制限』タイプをラインナップ！

「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意

治療・救援費用保険金額無制限とは、１回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。また、費用の種類によっては、下表の支払限度額（「無制限」を含みます。）とは別の限度額等が設けられているものもあります。本パンフレットP.9もあわせてご確認ください。

保険期間31日超

※保険証券、保険契約証または被保険者証に「一時帰国中担保」と表示されているお客様には「一時帰国中担保特約」が割増保険料なしでセットされます。

契約タイプ			0歳以上～29歳以下				30歳以上～69歳以下				70歳以上＊2	
					15歳以上～29歳以下							
			N4	M2	L3	L2	L3	L2	N4	M2	P3	Q2
保険金額（ご契約金額）	傷害死亡		1,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害		3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
	治療・救援費用		無制限	3,000万円	無制限		無制限			3,000万円	無制限	3,000万円
	疾病死亡		1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	—
	賠償責任		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害		20万円	10万円	30万円	20万円	30万円	20万円	20万円	10万円	30万円	10万円
	航空機寄託手荷物		3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
	航空機遅延＊4		セットあり				セットあり				セットあり	
払い込みいただく保険料	保険期間34日まで	トラベルプロテクト付き＊5	31,260円	26,290円	33,740円	31,980円	44,250円	42,490円	41,770円	37,210円	76,010円	67,830円
	39日まで		36,160円	30,690円	38,690円	36,880円	55,360円	53,550円	52,830円	47,420円	99,430円	89,450円
	46日まで		43,950円	37,130円	46,520円	44,690円	73,630円	71,800円	71,060円	64,290円	135,170円	122,500円
	53日まで		52,360円	43,800円	55,250円	53,200円	95,430円	93,380円	92,540円	84,050円	177,500円	161,450円
	2か月まで		64,770円	54,560円	68,000円	65,710円	97,160円	94,870円	93,930円	85,200円	225,840円	205,900円
	3か月まで		79,680円	67,050円	83,810円	80,880円	139,620円	136,690円	135,490円	123,260円	345,130円	315,550円
	4か月まで	こころのカウンセリングサービス付き＊6	110,150円	93,640円	115,710円	111,770円	208,000円	204,060円	202,440円	184,590円	532,430円	487,670円
	5か月まで		146,300円	124,500円	153,200円	148,300円	281,630円	276,730円	274,730円	250,860円	727,150円	666,710円
	6か月まで		178,540円	151,480円	186,840円	180,960円	359,860円	353,980円	351,560円	321,330円	911,760円	836,360円
	7か月まで		212,470円	182,470円	222,170円	215,290円	443,540円	436,660円	433,840円	396,820円	1,097,080円	1,006,650円
	8か月まで		246,540円	211,820円	257,670円	249,780円	533,820円	525,930円	522,690円	478,390円	1,284,950円	1,179,300円
	9か月まで		279,500円	241,410円	292,090円	283,160円	629,720円	620,790円	617,130円	565,110円	1,471,880円	1,351,040円
	10か月まで		312,260円	270,540円	326,290円	316,340円	730,910円	720,960円	716,880円	656,750円	1,658,590円	1,522,600円
	11か月まで		346,630円	299,810円	361,970円	351,090円	837,270円	826,390円	821,930円	753,330円	1,845,120円	1,694,070円
	1年まで		378,740円	328,200円	395,490円	383,600円	949,420円	937,530円	932,670円	855,110円	2,031,860円	1,865,650円

＊2 始期日における保険の対象となる方の年齢が満70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第３級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。
＊3「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。
＊4 １回の事故について、保険の対象となる方が費用を負担した場合、負担した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額
①	宿泊施設の客室料	３万円
②	上記以外の費用（交通費・食事代・渡航先での各種サービス取消料等）	１万円

＊5 契約タイプでご契約され、保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちいただいているお客様が対象になります。
＊6 保険期間が３か月超のご契約（除く、包括契約に関する特約がセットされている場合）または、企業等の包括契約に関する特約がセットされているご契約のお客様が対象になります。

3 ご契約金額と保険料（オプション）／関連情報

本パンフレットP.5～6に記載の契約タイプとあわせてお申込みください。

「旅行変更費用」についてのご注意

●保険料領収前もしくはご契約された日以前にP.13の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合またはその原因が生じていた場合は、保険金のお支払対象外となります。
①旅行変更費用保険金額は、旅行代金または帰国便の運賃を目安に設定してください。
②旅行変更費用担保特約は、ご契約された日の翌日午前0時から補償を開始します。
したがって、旅行出発日（保険期間の始期日）より前に解約された場合でも本特約部分の保険料をお返しすることはできません。
③海外旅行が催行中止となった場合等＊1には、保険料の全額をお返しすることができる場合があります。
④「中途帰国費用のみ担保特約」をセットいただくことで、補償範囲を中途帰国した場合のみに限定することが可能です。なお、旅行出発日当日以降にご契約された場合は、「中途帰国費用のみ担保特約」を必ずセットいただきます。
⑤保険期間は、本パンフレットP.5～6に記載の契約タイプと揃えてご契約ください。

保険期間3か月まで＊2のお客様向けオプション

旅行変更費用・保険料表

（旅行変更費用担保特約）
出国中止費用＋中途帰国費用

払い込みいただく保険料 保険期間＼保険金額	10万円	20万円	30万円	60万円	90万円	120万円	150万円
1日まで	310円	620円	930円	1,850円	2,780円	3,700円	4,630円
2日まで	310円	620円	930円	1,850円	2,780円	3,710円	4,640円
3日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,780円	3,710円	4,640円
4日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,710円	4,640円
5日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
6日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
7日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円
8日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,790円	3,730円	4,660円
9日まで	310円	620円	930円	1,860円	2,800円	3,730円	4,660円
10日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,730円	4,670円
11日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,740円	4,670円
12日まで	310円	620円	930円	1,870円	2,800円	3,740円	4,670円
13日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,740円	4,680円
14日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,750円	4,680円
15日まで	310円	620円	940円	1,870円	2,810円	3,750円	4,690円
17日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,750円	4,690円
19日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,760円	4,700円
21日まで	310円	630円	940円	1,880円	2,820円	3,770円	4,710円
23日まで	320円	650円	970円	1,950円	2,920円	3,900円	4,870円
25日まで	340円	670円	1,010円	2,020円	3,040円	4,050円	5,060円
27日まで	350円	700円	1,050円	2,110円	3,160円	4,220円	5,270円
29日まで	370円	730円	1,100円	2,200円	3,290円	4,390円	5,490円
31日まで	380円	770円	1,150円	2,300円	3,450円	4,590円	5,740円
34日まで	390円	780円	1,180円	2,350円	3,530円	4,700円	5,880円
39日まで	420円	850円	1,270円	2,540円	3,820円	5,090円	6,360円
46日まで	460円	910円	1,370円	2,740円	4,110円	5,490円	6,860円
53日まで	490円	980円	1,470円	2,940円	4,400円	5,870円	7,340円
2か月まで	540円	1,070円	1,610円	3,220円	4,830円	6,440円	8,050円
3か月まで	680円	1,370円	2,050円	4,110円	6,160円	8,210円	10,270円

（旅行変更費用担保特約＋中途帰国費用のみ担保特約）
中途帰国費用のみ

払い込みいただく保険料 保険期間＼保険金額	10万円	20万円	30万円	60万円	90万円	120万円	150万円
1日まで	40円	90円	130円	270円	400円	530円	660円
2日まで	50円	100円	150円	300円	440円	590円	740円
3日まで	50円	100円	160円	310円	470円	620円	780円
4日まで	50円	110円	160円	320円	480円	630円	790円
5日まで	70円	130円	200円	400円	600円	800円	1,000円
6日まで	80円	160円	230円	470円	700円	930円	1,170円
7日まで	90円	170円	260円	510円	770円	1,030円	1,290円
8日まで	90円	190円	280円	570円	850円	1,140円	1,420円
9日まで	100円	210円	310円	620円	930円	1,250円	1,560円
10日まで	110円	220円	340円	670円	1,010円	1,350円	1,690円
11日まで	120円	240円	360円	730円	1,090円	1,450円	1,820円
12日まで	130円	260円	390円	780円	1,170円	1,560円	1,950円
13日まで	140円	280円	410円	830円	1,240円	1,660円	2,070円
14日まで	140円	290円	430円	870円	1,300円	1,740円	2,170円
15日まで	150円	300円	450円	900円	1,350円	1,800円	2,240円
17日まで	160円	310円	470円	940円	1,410円	1,880円	2,350円
19日まで	170円	340円	510円	1,030円	1,540円	2,060円	2,570円
21日まで	190円	370円	560円	1,120円	1,690円	2,250円	2,810円
23日まで	200円	400円	600円	1,200円	1,800円	2,400円	2,990円
25日まで	210円	430円	640円	1,280円	1,920円	2,550円	3,190円
27日まで	230円	460円	680円	1,370円	2,050円	2,730円	3,420円
29日まで	240円	490円	730円	1,460円	2,190円	2,920円	3,650円
31日まで	260円	520円	780円	1,570円	2,350円	3,130円	3,920円
34日まで	280円	550円	830円	1,660円	2,490円	3,330円	4,160円
39日まで	310円	630円	940円	1,890円	2,830円	3,770円	4,710円
46日まで	350円	700円	1,060円	2,110円	3,170円	4,220円	5,280円
53日まで	390円	780円	1,160円	2,330円	3,490円	4,650円	5,810円
2か月まで	440円	870円	1,310円	2,620円	3,940円	5,250円	6,560円
3か月まで	590円	1,180円	1,770円	3,530円	5,300円	7,070円	8,830円
4か月まで＊2	760円	1,520円	2,280円	4,560円	6,850円	9,130円	11,410円
5か月まで＊2	940円	1,870円	2,810円	5,620円	8,430円	11,240円	14,060円
6か月まで＊2	1,110円	2,220円	3,330円	6,650円	9,980円	13,300円	16,630円

＊1 海外旅行が催行中止となった場合であっても、保険の対象となる方が渡航手続費（旅券印紙代、査証料、予防接種料等）を負担しているケース等で、既に保険金をお支払いしている場合には、保険料をお返しすることはできません。
＊2 企画旅行の場合で、中途帰国費用のみ担保特約をセットした場合は保険期間6か月までのお引受けが可能です。

「緊急一時帰国費用」についてのご注意

①海外渡航期間（最初の出国手続き完了時から海外旅行の目的を終え最終目的国の入国手続きを完了した時まで）が3か月超で、かつ、海外渡航（旅行）中の滞在先が確認できる場合に限りセットすることが可能です。
②保険期間は、海外渡航期間に合わせて設定してください。
③緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、勤務先の慶弔規程等により給付を受けることができる場合は、代理店または弊社へお問い合わせください。場合によってはセットできないことがありますので、予めご了承ください。また、ご契約後、緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、給付を受けることができる慶弔規程等の制度が勤務先等で制定される場合は予め、制定されていることをお知りになった場合は遅滞なくご契約の代理店または弊社へご連絡ください。
④帯同家族を含む場合は、家族緊急一時帰国費用追加担保特約をセットする必要があります。

保険期間が3か月超のお客様向けオプション

緊急一時帰国費用・保険料表

旅行先		アジア地域		北米・中米・南米 オセアニア・中近東地域		欧州・アフリカ地域	
保険金額（ご契約金額）		40万円		70万円		100万円	
払い込みいただく保険料		ご本人のみ	帯同家族を含む場合	ご本人のみ	帯同家族を含む場合	ご本人のみ	帯同家族を含む場合
保険期間	4か月まで	9,070円	19,040円	15,860円	33,320円	22,660円	47,590円
	5か月まで	10,510円	22,070円	18,390円	38,620円	26,270円	55,170円
	6か月まで	11,950円	25,100円	20,910円	43,920円	29,880円	62,740円
	7か月まで	13,390円	28,120円	23,440円	49,220円	33,480円	70,310円
	8か月まで	14,830円	31,150円	25,960円	54,520円	37,090円	77,880円
	9か月まで	16,280円	34,180円	28,490円	59,820円	40,690円	85,460円
	10か月まで	17,720円	37,210円	31,010円	65,120円	44,300円	93,030円
	11か月まで	19,160円	40,240円	33,530円	70,420円	47,900円	100,600円
	1年まで	20,600円	43,270円	36,060円	75,720円	51,510円	108,170円

※上記保険料は契約者が個人の場合となります。契約者が法人（個人事業主を含む）の場合は代理店または弊社までお問い合わせください。

関連情報

たびレジ
外務省 海外安全情報配信サービス

「たびレジ」とは、
外務省からの最新の安全
情報を日本語で受信できる
海外安全情報
無料配信サービスです。

外務省

「たびレジ」の4つの安心

「たびレジ」に登録で

安心1
出発前から
旅先の安全情報を
入手！
「○○地区では外国人旅行者を狙ったひったくりが多発しています！」

安心2
旅行中も
最新情報を
受信！
「○○地区では外出禁止令が発出されました！」

安心3
現地で事件・事故に
巻き込まれても
素早く支援！
「被害に遭われていませんか？」

簡易登録で

安心4
日本にいても
世界の最新情報を
入手！
△△地区で地震が発生！
××国で感染症が流行！

「たびレジ」登録はこちら
https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html

4 補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）

保険期間31日まで　保険期間31日超　共通の補償

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金		海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）	傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。 死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。 ※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	たとえば、 ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変＊1 ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑨ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）
傷害後遺障害保険金		海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	（後遺障害の程度に応じて）傷害後遺障害保険金額の4%～100%＊2 ※保険期間を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	
治療・救援費用保険金	治療費用部分	①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合 ②海外旅行開始後に発病した病気＊3により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症＊4＊5により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合	下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額（下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。） ※日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ①医師・病院に支払った診療・入院関係費用（医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。）　②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費　③義手、義足の修理費（ケガの場合のみ）　④入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費（1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。）　⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。）　⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用　⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用	上記①～④、⑥に加え、たとえば ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用 ・歯科疾病 ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ・海外旅行開始前に発病した病気（疾病に関する応急治療・救援費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。） ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。） ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はんを行っている間に発病した高山病（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）
	救援費用部分	①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）　②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上＊6続けて入院された場合（病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。）　③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合　④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合　⑤海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等	ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族＊7の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額 ①捜索救助費用　②救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救援者3名分まで）　③救援者の宿泊施設の客室料（救援者3名分かつ救援者1名につき14日分まで）　④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費（合計で20万円まで）　⑤現地からの移送費用（払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。）　⑥遺体処理費用（100万円まで）	
	治療費用部分・救援費用部分共通	**※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意** お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分		

「海外旅行中」とは
保険期間中で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病死亡保険金	①海外旅行中に病気で死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気＊3により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症＊4＊10により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合	疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。	P.9に記載の①～④、⑥に加え、たとえば、 ・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症 ・歯科疾病 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はんを行っている間に発病した高山病による死亡（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）

＊1　戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
＊2　始期日における保険の対象となる方の年齢が満70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。
＊3　旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。
＊4　「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または四類感染症をいいます。
＊5　保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。
＊6　午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。
＊7　6親等以内の血族、配偶者＊8または3親等以内の姻族をいいます。
＊8　婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。
①婚姻意思＊9を有すること　②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
＊9　戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
＊10　保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。

4 補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）

保険期間31日まで　保険期間31日超　共通の補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任保険金	海外旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害＊1を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合	損害賠償金の額 ※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め弊社にご相談ください。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。	P.9に記載の③④に加え、たとえば、 ・ご契約者または保険の対象となる方の故意 ・職務遂行に関する（仕事上の）賠償責任 ・所有・使用・管理する財物の損壊または紛失について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任 ・航空機、船舶＊2、車両＊3、銃器（空気銃を除きます。）の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・親族＊4に対する賠償責任
携行品損害保険金	海外旅行中に携行品＊7が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	（携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした）損害額＊9 ※乗車券等は合計で5万円を限度とします。 ※旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。	P.9に記載の①～④に加え、たとえば、 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・携行品の置き忘れまたは紛失＊12 ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での錠の破壊はお支払いの対象となります。）
航空機寄託手荷物保険金	①出発地または乗継地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が、出発予定時刻から6時間以内に出発せず、その航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物を受け取れなかったために、出発予定時刻から96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合 ②乗継地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空機が、乗継地または目的地に到着後6時間以内にその航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が受け取れなかったために、乗継地もしくは目的地に到着してから96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合	1回の事故につき3万円（定額）をお支払いします。 ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	P.9に記載の①～④に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反 ・保険金受取人の法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波
航空機遅延保険金	①出発地から搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できず、ホテル代や食事代等の費用を負担した場合 ②搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、かつ、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できず、ホテル代や食事代等の費用を負担した場合 ※遅延等に伴って追加負担したまたは払い戻しを受けられない合理的な費用等に限ります。 ※渡航先での各種サービス取消料を除き、契約日から代替機着陸後24時間を経過するまでの間に負担した費用に限ります。	1回の事故について、保険の対象となる方が負担した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。 a：保険の対象となる方が負担した費用＝宿泊施設の客室料 → お支払い額：3万円 b：上記以外の費用（交通費・食事代・渡航先での各種サービス取消料等） → お支払い額：1万円 ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	

「海外旅行中」とは
保険期間中で、かつ保険の対象となる方が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

保険期間31日まで のみの補償

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金	治療費用部分	海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気（妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。）が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化＊13により医師の治療を受けられた場合	実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額	たとえば、 ・海外旅行終了後に治療を開始した場合 ・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合 ・海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合（診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。） ・海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用 たとえば ・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカ、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用 ・インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用 ・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用 ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼（はり）、灸（きゅう）、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用 ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用 ・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用
	救援費用部分	海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気（妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。）が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化＊13により3日以上＊14続けて入院された場合	ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族＊4の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額 たとえば 救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救援者3名分まで） 救援者の宿泊施設の客室料（救援者3名分かつ救援者1名につき14日分まで）	
	治療費用部分・救援費用部分共通	※治療費用部分・救援費用部分共通のご注意 ※保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救援費用部分合計で300万円が限度となります。ただし、治療・救援費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救援費用保険金額を限度とします。 ※海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限ります。また、住居（保険の対象となる方が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。）等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。 ※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。		

＊1 次に掲げる損害を含みます。
・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害
・居住施設内の部屋、部屋内の動産（部屋外における居住施設のキーを含みます。）に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。
・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方がその旅行のために直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害
＊2 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。
＊3 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。
＊4 6親等以内の血族、配偶者＊5または3親等以内の姻族をいいます。
＊5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。
①婚姻意思＊6を有すること　②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
＊6 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
＊7 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り＊8、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、小切手、現金、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物等は含みません。また、居住施設内（一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内）にある間および別送品は含まれません。
＊8 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。
＊9 損害が生じた携行品の時価額＊10とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額＊10のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用（現地にて負担した場合に限ります。交通費、宿泊施設の客室料も含みます。）、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。
＊10 再取得価額＊11から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。
＊11 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。
＊12 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
＊13 海外旅行中に生じることについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。
＊14 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

4 補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）

保険期間３か月まで ＊1のみの補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
オプション 旅行変更費用保険金	次のような事由により出国を中止された場合または海外旅行を途中で取りやめて帰国された場合 ①死亡・危篤…保険の対象となる方もしくは同行予約者＊2（保険の対象となる方とあわせて以下「保険の対象となる方等」といいます。）または保険の対象となる方等の配偶者＊3もしくは３親等以内のご親族が死亡された場合または危篤となられた場合 ②入院 (1) 保険の対象となる方等がケガまたは病気を直接の原因として入院された場合（出国前の場合は継続して３日以上＊5の入院に限ります。） (2) 保険の対象となる方等の配偶者＊3または２親等以内のご親族がケガまたは病気を直接の原因として継続して14日以上入院された場合 ③遭難…保険の対象となる方等が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または保険の対象となる方等がピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん中に遭難された場合 ④救助…急激かつ偶然な外来の事故により保険の対象となる方等の緊急な捜索・救助活動が必要な状態になったと警察等の公的機関によって確認された場合 ⑤火災等…保険の対象となる方等の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、風災、水災等により100万円以上の損害を被った場合 ⑥裁判…保険の対象となる方等が裁判所の呼出により、証人または評価人として裁判所に出頭される場合 ⑦地震・テロ行為等…保険の対象となる方等の渡航先において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、内乱、暴動またはテロ行為　等 ・運送・宿泊機関等の事故または火災 ・渡航先に対する退避勧告等の発出 ⑧感染症等…保険の対象となる方等に対して日本または外国の官公署の命令が発せられた場合 保険の対象となる方等に対して外国の出入国規制が発せられた場合 保険の対象となる方等が感染症に感染し医師等の指示により医療施設に隔離された場合　等 ⑨避難指示…保険の対象となる方等に対して「災害対策基本法」に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合	ご契約者、保険の対象となる方またはこれらの法定相続人の方が実際に支出した次の費用＊6を、旅行変更費用保険金額を限度にその費用の負担者にお支払いします。 ●出国中止費用 出国中止したことにより支払った次の費用 ・取消料・違約料・旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用 ・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用 等 ●中途帰国費用 ①企画旅行の場合 旅行変更費用保険金額＊7 × (旅行日程のうち、中途帰国した以後の日数 ÷ 旅行日程の日数) ＝ 保険金＊8 ②企画旅行以外の場合 中途帰国したことにより支払った次の費用＊8 ・取消料・違約料・旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用 ・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用 等	①たとえば、次のような事由により、左記「保険金をお支払いする主な場合」の①～⑤のいずれかが生じたことにより負担した費用 ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失 ・保険の対象となる方のけんかや自殺行為、犯罪行為 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変＊9 ・日本国内における地震、噴火またはこれらによる津波 ・放射線照射、放射能汚染 等 ②次の事由による入院 ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症 ・歯科疾病 ③次の事由による死亡・危篤または入院 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間に生じたケガまたは病気 ④保険料領収前またはご契約された日以前に以下のいずれかの事由に該当した場合 ・「保険金をお支払いする主な場合」に記載の各事由に該当していた場合 ・保険の対象となる方等について、①死亡・危篤、②入院の原因＊10もしくは⑧感染症等の原因＊11が生じていた場合 等

保険期間３か月超 のみの補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
オプション 緊急一時帰国費用保険金	保険の対象となる方が海外渡航期間中（一時帰国している期間を除きます。）に、保険の対象となる方の配偶者＊3もしくは２親等以内の親族の死亡、危篤または搭乗した航空機・船舶の遭難・行方不明により、保険の対象となる方が一時帰国された場合 ※上記の原因が生じた日からその日を含めて10日を経過した日までに一時帰国され、かつ、帰国した日からその日を含めて30日以内に再び海外の滞在地に戻られた場合に限ります。 同一原因により複数回帰国された場合は、２回目以降の帰国費用はお支払いできません。ただし、同一配偶者＊3・同一の２親等以内の親族の危篤により２回以上帰国された場合で、２回目の一時帰国よりその日を含めて30日以内に死亡された場合の２回目の一時帰国については保険金のお支払対象となります。 ※家族緊急一時帰国費用追加担保特約をセットすることで、帯同する家族の緊急一時帰国も対象とすることができます。	ご契約者または保険の対象となる方が支出した下記の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額 ※１回の帰国について緊急一時帰国費用保険金額が限度となります。 ①往復の航空運賃等の交通費 ②一時帰国行程、一時帰国地における宿泊施設の客室料（14日分まで）および諸雑費（国際電話料等通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費等）。ただし、１回の一時帰国について、合計して20万円を限度とします。 ※ご契約者または保険の対象となる方が勤務先の慶弔規程等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額になります。	P.9に記載の①、②に加え、たとえば、 ・死亡・危篤の原因となるケガもしくは病気または航空機・船舶の遭難・行方不明が発生した時以前に購入または予約がなされた航空券等を利用して一時帰国された場合

＊1 企画旅行の場合で、中途帰国費用のみ担保特約をセットした場合は保険期間６か月までのお引受けが可能です。
＊2 保険の対象となる方と同一の旅行を同時に参加予約された方で保険の対象となる方に同行される方をいいます。
＊3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。
①婚姻意思＊4を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
＊4 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
＊5 午前０時をまたぐ場合は、２日と数えます。
＊6 いずれも今後支払うべき費用を含み、払い戻しを受けられる額および出国中止または中途帰国した後でも使用できるものに対する費用を除きます。
＊7 旅行変更費用保険金額が旅行代金を上回る場合は、旅行代金を旅行変更費用保険金額とみなします。
＊8 次の費用の方が大きい場合は、次の費用をお支払いします。
・中途帰国のための航空運賃等交通費
・中途帰国の行程における宿泊費（14日分を限度とし、負担することを予定していた金額等を除きます。）および国際電話料等通信費等の諸雑費（合計して20万円まで）
＊9 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
＊10 死亡・危篤・入院の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。
＊11 隔離の直接の原因となった感染症の発病をいいます。

ご契約に関するご注意

①帰国予定：

帰国予定のない方や海外に永住される方を保険の対象となる方とする保険契約はお申込みいただけません。
そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、予めご了承ください。

②旅行先での運動：

次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。

・旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
・旅行先で航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を操縦される場合（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）
・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合

③旅行先でのお仕事：

次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないとお受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。

・旅行先で危険なお仕事（たとえば、プロボクシング・プロレスリング等）に従事される場合

④保険期間の延長手続き：

旅行日程の変更等による保険期間の延長手続きは、ご契約の代理店または弊社営業店の営業時間内に対応させていただきます。
お手続きは、保険期間終了以前に完了していただく必要があります。
また、実際のお手続きは海外では行えませんので、お客様の日本にいるご家族・知人の方に、お客様の代理となってご契約の代理店または弊社営業店で延長手続きを行っていただくよう依頼してください。
なお、お客様のご契約状況等によっては、保険期間延長をお引受けできないことがありますので、ご了承ください。
また、交通機関の遅延、欠航・運休または到着地変更や、保険の対象となる方が医師の治療を受けられたこと等により、ご旅行の最終目的地（保険の対象となる方の住居を含みます。）への到着が遅延した場合には、延長手続きを行っていないときでも、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ72時間を限度として保険責任の終期が自動的に延長されることがあります。

⑤補償の重複について：

・賠償責任危険担保特約、治療・救援費用担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約＊1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。＊2

※補償の重複に関する確認のため、弊社は他のご契約の代理店に本契約に関する情報を提供することがあります。

＊1　海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
＊2　1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

⑥保険料領収証：

保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。

⑦保険証券、保険契約証または被保険者証について：

代理店または弊社にてご契約のお手続きをされたにもかかわらず、保険証券、保険契約証または被保険者証が旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または弊社へお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券、保険契約証または被保険者証をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申込みいただきますようお願いいたします。

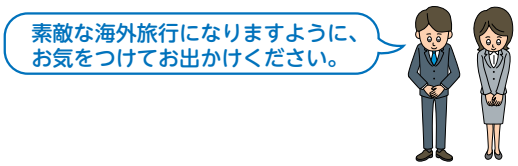

このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『海外旅行保険あんしんガイドブック』および『海外旅行保険普通保険約款および特約』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約者と保険の対象となる方が異なる場合は、このパンフレットの内容をご契約者から保険の対象となる方全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。

0120-868-100

受付時間：平日・土日祝 午前9時～午後6時（年末・年始を除く）

お問い合わせ先

有限会社大広保険サービス
東京海上日動火災代理店
〒550-0004 大阪市西区靱本町1-16-7
TEL:06-6446-2700 FAX:06-6446-2777

東京海上日動火災保険株式会社
www.tokiomarine-nichido.co.jp

Insurance for the Earth
東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。

A14-86280(2)改定202602
0703-GJ05-08041-202511